

+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +

ベイリーフ通信

+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +

2025 年 6 月 20 日号



★CONTENTS★

★ ニュース・トピックス ***** **page 2**

直近の労働・社会関連記事一覧

★ エイジフレンドリー補助金 ***** **page 3**

熱中症対策にいかがですか？

★ 労務管理上のQ&A **こんな時あんな時** ***** **page 4**

介護休業給付を受ける条件は？

★ベイリーフの庭から（編集後記）***** **page 4**

★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。



1. 7 年度監督指導 違反の繰返しは「必ず」送検 (2025/05/26)

厚生労働省が令和 7 年度、同様の法違反を繰返す事業場を「必ず」送検していく方針であることが本紙の情報公開請求により明らかになった。情報公開請求を行ったのは 7 年度の監督指導の留意事項に関する通知。行政指導の実効性担保に向け、過去に重大・悪質な法違反が認められたにもかかわらず、遵法状況の定着が確認できない事案は確実に司法着手するよう都道府県労働局長に指示している。6 年度は繰返しの法違反は「躊躇なく」送検するとしており、送検対象の事業場は昨年度に続き、拡大した可能性がある。

2. パート社保加入企業規模要件撤廃へ (2025/06/02)

政府は、被用者保険の適用拡大や在職老齢年金制度の見直しなどを柱とする年金制度改革の関連法案を通常国会に提出した。被用者保険の拡大では、短時間労働者の適用に関する企業規模要件を、令和 9 年 10 月～17 年 10 月にかけて段階的に撤廃。在職老齢年金は、支給停止となる収入基準額を現在の月 51 万円から 62 万円に引き上げる。保険料や給付の算定に用いる「標準報酬月額」の上限を 9 年 9 月から段階的に引き上げるほか、iDeCo の加入可能年齢の上限の引上げも行う。

3. 所定内賃金 中企業課長 49 万円に (2025/06/09)

厚生労働省「令和 6 年賃金構造基本統計調査」の役職者賃金によると、課長級の平均所定内給与額は大企業 61.2 万円、中企業 49.1 万円、小企業 41.5 万円だった。大企業の水準と比べて、中企業は 12 万円、小企業は 20 万円低い。一方、新卒で入社後、継続的に勤務している者のみを集計する「標準労働者賃金」では、大学卒・男性のピークが 55～59 歳 59.9 万円、高校卒・男性は同 46.3 万円となっている。

4. 建設業・災害発生状況墜落の半数ははしごから (2025/06/16)

東京労働局(富田望局長)は今年度、建設業の労働災害防止に向け、安全意識向上を課題と位置付ける。今年 1～4 月までに、死亡災害は前年同期比 2 件増の 3 件発生し、今後の増加が懸念されている。重大な災害につながりやすい墜落・転落災害においては、令和 6 年に建築工事業で起きた 223 件中、半数近くが「はしご等」を起因物としていた。はしご使用時は高さを軽視する傾向にあるとし、監督や集団指導を通じて注意を促す。同労働局安全課は、「5 年の鉄骨崩落事故を受けた要請などで、建設業の危機意識は高まっていたが、効果が薄れてきているのでは」と話す。

★エイジフレンドリー補助金★

熱中症対策にいかがですか？

エイジフレンドリー補助金の申請受付が5月15日から開始されました。
このエイジフレンドリー補助金の中に、6月から企業に義務付けられる熱中症対策に活用できる職場環境改善コース(熱中症予防対策プラン)が設けられています。

具体的には60歳以上の労働者を対象としたもので、その労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置の導入に要する経費を補助対象としています。

例えば、補助対象として以下のものがあります。

- ・屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入
- ・屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入



【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー(熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る等)

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー
(-20℃程度のもの、最大は400Lまで)
※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。
- ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器
(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入
- ・日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入
(1事業者につき1点まで)

このコースの補助率は1/2で、上限額は100万円です。

補助金についてのご相談お気軽にどうぞ。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第163回

介護休業給付を受ける条件は？

Q、当社の社員が家族を介護する為に休業します。介護休業給付について教えてください。

A、介護休業給付金とは、家族の介護のために仕事を一時的に休む必要がある場合に、経済的な支援を提供する制度です。

介護休業を取得する際に一定の要件を満たせば、雇用保険から給付金を受けることができます。

- 1 申請者は雇用保険の被保険者であること
- 2 家族が常時介護を必要とする状態であること



支給対象期間 介護状態にある家族1人につき通算で最大93日間です。この期間は、最大で3回に分割して取得することが可能でありたとえば、最初に30日間、次に40日間、最後に23日間といった形で休業を分けることができます。

介護休業給付金の受給資格を持つには、休業期間中に働いた日数が月に10日以下であることも条件の一つです。

以上の要件を知った上で賢く雇用保険を活用したいものです。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

暑くなりましたね。梅雨はどこにいたやらの熱暑です。

皆様くれぐれもご自愛ください。

さて、皆様のおかげで労働保険年度更新もほぼ終盤、次は社会保険の算定基礎届です。7月に入ったら是非お早めにご協力ください。よろしくお願いします。

・ ・ 発行・制作



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>